

奈良県安心して暮らせる地域公共交通確保事業選定委員会規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和三年二月九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十三号

奈良県安心して暮らせる地域公共交通確保事業選定委員会規則の一部を改正する
規則

奈良県安心して暮らせる地域公共交通確保事業選定委員会規則（平成二十六年三月奈良
県規則第九十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「奈良県県土マネジメント部次長で交通政策を担当するものをもって
充てる」を「委員の互選によってこれを定める」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。